

関西大学 法学研究所
第51回公開講座

2017年1月21日(土)

14:00~17:00

聴講自由
申込不要

関西大学千里山キャンパス
児島惟謙館1階第1会議室

日時
時間
場所

フランスの離婚と公証人
~公証人登録離婚制度の導入を踏まえて~

フランスでは、2017年1月1日から、双方同意離婚について、公証人登録離婚制度(民法典229-1条以下)が施行されます。これは、「2016年11月18日の21世紀司法現代化法」による制度改革です。公証人登録離婚は、「裁判官なしの離婚(divorce sans juge)」と呼ばれることがあります。従来の双方同意離婚では裁判官の関与が必須でしたが、公証人登録離婚は、これを原則として不要としています。本講演では、この新制度のみならず、(従来の制度でもある)財産分与や裁判離婚における公証人の役割についても分析します。

ジャック・コンブレ名誉公証人は、43年の実務経験を有し、2006年にフランス公証人全国大会議長を務められました。2015年の日仏法学研究集会ではフランス側報告者として活躍されています。

報告者

ジャック・コンブレ氏 ※講演言語:フランス語
フランス名誉公証人・公証人全国大会名誉議長

通訳

大島 梨沙 新潟大学准教授

コメント

小柳 春一郎 獨協大学教授

お問い合わせ先

関西大学研究所事務グループ

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35

TEL:06-6368-0329 FAX:06-6339-7721

E-mail:hogakuken@ml.kandai.jp

主催 関西大学法学研究所

Institute of Legal Studies, Kansai University